

令和5年度 パラスポーツコーディネーター配置事業
委託先団体募集要項

1. 背景

公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下、JPSA)は、「活力ある共生社会の実現」を目指す観点から、2021年3月に新たに「2030年ビジョン」を公表した。東京2020パラリンピック競技大会のレガシーをパラスポーツの更なる振興に繋げるためには、普及拡大のための環境整備が必要であると考えている。

さらに、文部科学省が策定した第3期スポーツ基本計画の特に重点的に取り組むべき施策では、様々な形でスポーツ活動を「ささえる」人材の活躍が広まるよう、人材の安定的・継続的な確保と養成、その質の向上等に取り組むこととされ、地域のスポーツ環境整備の核となるコーディネーター人材や組織の育成等を通じ、都道府県・政令指定都市(以下、「県市等」という。)障がい者スポーツ協会、障がい者スポーツ指導者協議会、障がい者スポーツセンター等の関係団体の連携体制を構築できるよう支援することと提言されている。

2. 目的

地域のパラスポーツの環境整備を充実させるために重要な役割を担っている県市等の障がい者スポーツ協会に専任の「パラスポーツコーディネーター(以下、コーディネーター)」を配置し、地域の課題解消に向けた事業を展開するなかで、今後の地域のパラスポーツ振興における好事例となることを目的とする。

3. 委託先対象

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、県市等の障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

4. 想定する対象者

名 称 : パラスポーツコーディネーター

役 割 : 県市等の障がい者スポーツ協会の既存事業を遂行するだけでなく、下記の「委託事業内容」から区分を選択し、協会およびコーディネーターが主体的に企画・運営し、行政機関をはじめとする関係団体等と協力・連携しながら、障がいのある人が新たに運動・スポーツに取り組むための環境を整備する事業を構築・実施する。

勤務形態 : 週5日、1日8時間程度、かつ最長3年間勤務が可能な者

経 験 : パラスポーツ振興に関する業務経験は特に問わない

5. 契約期間

原則、令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間とする。1年毎の更新で、最長3年間の契約とする。

6. 委託事業内容

上記目的に沿った事業で、下記の区分を対象とした地域におけるパラスポーツ振興にかかわる事業とする(複数の事業を選択すること可)。なお、事業実施にあたっては、県市等の障がい者スポーツ協会が主体的に企画・運営し、行政機関をはじめとする関係団体等と協力・連携した体制で実施するものとする。

【事業内容の分類】

区分	取り組みの指針	主な連携・協働先
①	障がい者の多様なニーズに対応できる連携・協働体制の構築	医療・福祉、教育、地域スポーツ関係者、障がい者スポーツ指導者等
②	地元企業等とパラスポーツの新たな関係の構築	民間企業、プロスポーツ団体等
③	障がい者のスポーツ活動機会の拡大と充実	公共スポーツ施設、学校、総合型地域スポーツクラブ、障がい者施設等
④	地域の医療・リハビリテーション関係、障がい者団体(当事者団体・親の会など)のスポーツ理解の促進	医療・リハビリテーション機関、障がい者団体等
⑤	県・市におけるパラスポーツ競技団体・クラブの設立	一般競技団体、中央競技団体、地域クラブ、サークル、指導者等
⑥	その他の取り組み(上記①～⑤に該当しないもの)	

7. 委託団体数

原則、2団体程度とし、各団体1名の配置とする。

8. 委託費と対象経費

委託費は、1団体につき500万円を上限とする。また、委託費の支出科目は、以下の通りとする。

(1) コーディネーターを雇用する経費

本俸(給与)、通勤交通費、期末勤勉手当、住居手当、社会保険、超過勤務(残業代)

(2) コーディネーターが実施する事業に関する経費

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、借損料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金(コーディネーター雇用経費を除いた事業経費の10%以内)、保険料

※支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

※(1)のみ、および(1)+(2)の支出は認めますが、(2)のみの支出は認められません

※(2)の経費の「諸謝金」、「賃金」については、コーディネーターは対象外となります。

9. 活動範囲

活動範囲は、原則、委託先団体の県市等とすること。なお、実施内容・特性等の理由により、当該県市等での実施が困難な場合は、JPSAまで相談すること。

10. 募集期間と提出書類

募集期間は次の通りとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。締め切り後、および書類に不備があった場合は受理できないこととする。

【募集期間】 令和4年8月22日(月)～令和4年9月22日(木)17時00分(必着)

【提出書類】 (1) 受託申請書

(2) 事業計画書(様式2)

(3) 予算書(様式3)

※上記(2)、(3)は、電子データをメールにて提出ください。

11. 選定方法とその結果

【選定方法】

- (1) 委託先団体の選定は、JPSAの審査にて決定する。
- (2) 選定結果については、文書をもって通知する。
- (3) 他機関の助成等を受けて当該パラスポーツコーディネーターに対して給与等を支払うことになった場合は、採択後であっても受託申請を辞退すること。
- (4) 選定結果に関する問合せには、一切答えられない。

12. 委託先団体の決定と決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出することとする。

(1) 委託契約書

委託先団体の長が署名捺印し、事業計画書とともに2部提出すること。

(2) 請求書

委託契約書と同時に提出すること。

13. 事業報告

事業報告は、事業完了後、1 ヶ月以内に提出すること。

(1) 完了報告書

委託先団体の長が捺印し、郵送すること。また、電子データをメールにて提出すること。

(2) 決算書

決算書は、電子データをメールにて提出し、領収書および納品書のコピーを添付すること。

14. 事業説明会

令和4年8月26日(金)13時～14時に、本事業の説明会(オンライン)を実施する。
申込み方法等については別途通知する。

15. 問合せ先・送付先

公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部 担当: 滝澤・小島・山下

E-Mail: t-kojima@parasports.or.jp

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6-3F

TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213